

# 岩見沢市税条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、軽自動車税環境性能割の税率区分の変更等及び土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長等を行う。

## 第2 改正の内容

### (1) 軽自動車税環境性能割

ア 環境性能に応じた税率について、現行の令和2年度燃費基準から、新たな令和12年度燃費基準の下で適用区分を変更する。

（第71条の4及び附則第18条の2の3関係）

イ 臨時的軽減措置について、適用期限を延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

（附則第18条の2の2関係）

### (2) 固定資産税及び都市計画税

令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置を令和5年度まで延長する。

その上で、令和3年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準に据え置く特別な措置を講ずる。

（附則第11条、附則第12条、附則第12条の2、附則第13条、附則第15条、附則第15条の2及び附則第16条関係）

## 第3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

## 岩見沢市条例第 9 号

岩見沢市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 4 月 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市税条例の一部を改正する条例

岩見沢市税条例（昭和 25 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 71 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。附則第 15 条の 2 において「平成 30 年地方税法改正法」という。）附則第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。附則第 15 条の 2 において「令和 3 年地方税法改正法」という。）附則第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」

を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15条の2中「平成30年地方税法改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年地方税法改正法附則第22条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第18条の2の2中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第18条の2の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「第4項」の次に「又は第5項」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(軽自動車税環境性能割に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩見沢市税条例の規定中軽自動車税環境性能

割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税環境性能割について適用し、令和 2 年度以前の年度分の軽自動車税環境性能割については、なお従前の例による。